

保護者様

愛知県立知立東高等学校長

感染症罹患報告書

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止となります。治癒後、登校する際に、以下を保護者の方で記入していただき、**医療機関等で発行された書類の写し（領収証等）を添付**し、ご提出をお願いいたします。

生徒氏名	年 組 番 氏名
保護者署名	
診断名	
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※早退した場合は早退した日から記入してください

<参考> 感染症の種類と出席停止期間

	病 名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ (H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る)	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで